

**ENEOSでんき**

# **割引契約約款（にねん とく<sup>2</sup>割）**

---

2020年6月25日 実施

**ENEOS株式会社**

# 割引契約約款（にねん とく<sup>2</sup>割）

〔電気料金その他の供給条件の内容〕

## 1 概 要

この割引契約約款（にねん とく<sup>2</sup>割）（以下「この割引約款」といいます。）は、当社とお客さまが「ENEOSでんき約款」にもとづき電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結する場合、需給契約に付帯して適用する割引契約となります。

なお、この割引約款は、当社との需給契約を2年間継続いただけるお客さまを対象に、毎月の電気料金からその月の使用電力量に応じた金額を割引くものです。

## 2 適 用 範 囲

この割引約款は、別表に定める、電気約款の対象となる契約種別（以下「対象プラン」といいます。）として電気の供給を受けるお客さまが適用を希望される場合に適用いたします。

## 3 契 約 の 成 立

割引契約（にねん とく<sup>2</sup>割）（以下「この割引契約」といいます。）は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

## 4 適 用 期 間

(1) この割引契約の適用期間は、次のとおりといたします。

イ お客さまが新たな需給契約の申込みにあわせてこの割引契約の申込みをされた場合、適用開始日は需給契約の需給開始日とし、適用終了日は需給開始日以降最初の検針日から23か月目の検針日の前日といたします。

ロ 既に当社との需給契約があるお客さまがこの割引契約の申込みをされた場合、適用開始日は申込日の直前の検針日とし、適用終了日は申込日の

直前の検針日から 24 か月目の検針日の前日といたします。

- (2) 適用期間満了に先立って、お客さまからこの割引契約の解約の申出、または需給契約の解約がない場合、この割引契約は適用期間満了の日から 24 か月目の検針日の前日まで自動更新されるものとし、それ以降も同じ取扱いといたします。なお、この場合、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものといたします。

## 5 料 金

各月の料金は、対象プランによって料金として算定された金額から次の割引額を差し引いたものといたします。

ただし、その 1 月における割引額は、料金の一部として算定された電力量料金から他の割引額を控除した金額を上回らないものといたします。

使用電力量 1 キロワット時につき（税込）
-----------------------

20 銭
------

なお、4（適用期間）(2) の自動更新が適用された期間中のお客さまの割引額は、次のとおりといたします。

使用電力量 1 キロワット時につき（税込）
-----------------------

30 銭
------

## 6 解 約 手 数 料

この割引契約の適用期間満了に先立って、お客さまがこの割引契約を解約し、または需給契約を解約する場合は、次の解約手数料を料金に加算して申し受けます。

1 契約につき (税込)	1,100 円
--------------	---------

## 7 解約手数料の発生しない期間

- (1) お客さまが新たな需給契約の申込みにあわせてこの割引契約の申込みをされた場合、需給開始日以降の最初の検針日から 23 か月目の暦月およびその前月にこの割引契約の解約の申出、または需給契約の解約があった場合には、解約手数料は発生いたしません。
- (2) 既に当社との需給契約があるお客さまがこの割引契約の申込みをされた場合、申込日の直前の検針日から 24 か月目となる暦月、およびその前月にこの割引契約の解約の申出、または需給契約の解約があった場合には、解約手数料は発生いたしません。
- (3) 4 (適用期間) (2) の自動更新が適用されたお客さまは、この割引契約の適用期間満了日の翌日から 24 か月目の暦月およびその前月にこの割引契約の解約の申出、または需給契約の解約があった場合には、解約手数料は発生いたしません。

## 8 この割引約款の変更

- (1) 当社は、この割引約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の割引約款 (にねん とく<sup>2</sup>割) によります。
- (2) 当社は、ENEOS でんき約款を変更した場合には、この割引約款を変更することがあります。

## 9 そ の 他

この割引約款に定めのないその他の事項については、ENEOS でんき約款の定めによるものといたします。

附 則（実施期日）

この割引約款は、2020年6月25日から実施いたします。

別 表 (対象プラン)

エ リ ア	対象となる契約種別
北 海 道	北海道Bプラン、北海道Cプラン
東 北	東北Bプラン、東北Cプラン
関 東	Aプラン、東京Vプラン
中 部	中部Bプラン、中部Cプラン
北 陸	北陸Bプラン、北陸Cプラン
関 西	関西Aプラン、関西Bプラン
中 国	中国Aプラン、中国Bプラン
四 国	四国Aプラン、四国Bプラン
九 州	九州Bプラン、九州Cプラン



# ENEOS株式会社

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

代表取締役社長 大田 勝幸

〔小売電気事業者登録番号：A0050〕

## 【お問い合わせ先】

ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（第3日曜日と年末年始を除く）

0120-15-8704（IP・国際電話からは03-6627-1763）